

江東社会福祉士会 会則

(名称)

第1条 本会は、江東社会福祉士会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を江東区内に置く。

(目的)

第3条 本会は、江東区民の社会福祉サービスの発展、社会福祉に関する知識の普及・啓発を図るとともに、社会福祉士としての専門的技能の研鑽、専門職相互の連携を図り、江東区における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 本会は、政治、宗教、営利及びそれらに類する目的の活動を行わない。

(事業)

第4条 本会は、前号の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 援助を必要とする人々の人権の擁護に関すること
- (2) 社会福祉士の倫理の確立及び資質の向上に関すること
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること
- (4) 社会福祉及び社会福祉士の専門領域に関わる調査研究に関すること
- (5) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及・啓発に関すること
- (6) 社会福祉専門職団体その他の関連団体との連携に関すること
- (7) 前条の目的を達成するため、東京都における社会福祉士の職能団体である公益社団法人 東京社会福祉士会と連携・協力し、その活動に積極的に参加すること
- (8) その他本会の目的達成に必要なこと

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げる者で組織する。

(1) 正会員

公益社団法人 東京社会福祉士会の会員であって、江東区内に在住又は在勤の社会福祉士とする。

(2) 準会員

江東区内に在住又は在勤の他県の社会福祉士会会員、社会福祉士資格保持者、社会福祉士試験受験有資格者及び社会福祉士養成施設・大学養成過程在籍者のうち本会に入会を希望するもの

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同する個人又は団体のうち、本会が特に認めたもの

(会員の権利制限)

第6条 本会の準会員及び賛助会員は、会議における議決権を有せず、本会役員に就任することはできない。

(入退会)

第7条 本会に入会又は退会しようとするときは、所定の申込書により会長に申し込み、役員会の承認を得るものとする。

2 前項にかかわらず、会長は会員に会員としてふさわしくない行為等があると認めるときは、役員会の承認を得てその者を退会させることができる。

3 退会した者の再入会は、これを妨げない。

(総会及び議決)

第8条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

(1) 定期総会は年度の当初に一度、臨時総会は随時開催し、会長がこれを召集する。

(2) 会長は、会員から議事を明らかにして総会の開催の申し入れがあったときは、役員会に諮り、必要と認めるときはすみやかに臨時総会を開催するものとする。

(3) 総会の議事は出席者の過半数で決する。

(議決の例外)

第9条 前条の規定にかかわらず、以下に掲げる議事については、総会において出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

(1) 会則の変更

(2) 会費の変更

(役員及び役員会)

第10条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1～2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 1名 |
| (5) 幹事 | 若干名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 監事 | 1名 |
| (8) 書記 | 1名 |

- 2 役員会は、随時開催する。
- 3 役員会の運営に関し、必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

(役員職務)

- 第11条 会長はこの会を代表し、会の運営を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときにはその職務を行う。
 - 3 事務局長は、会の業務の執行を統括する。
 - 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、会の業務の執行を行う。
 - 5 幹事は、会の業務を分担する。
 - 6 会計は、会の会計を処理する。
 - 7 監事は、会の業務及び会計の執行状況を監査する。
 - 8 書記は、会議等の記録を執る。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は、定期総会から次の定期総会までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(特別幹事)

- 第13条 本会が特に必要と認めるときには、総会の議を経て、準会員及び賛助会員の中から特別幹事を選任することができる。
- 2 特別幹事は、役員会の運営に参加し、会の業務を分担することができる。
 - 3 特別幹事任期は、定期総会から次の定期総会までとし、再任を妨げない。

(会費)

- 第14条 会員は別に定める会費を納入する。ただし、当分の間、年会費は徴収しないこととし、活動の際にその都度徴収する参加費をもってこれにあてる。

(予算及び決算)

- 第15条 本会の予算書及び事業計画書は、会計年度の定期総会において議決を得るものとする。
- 2 本会の決算書及び事業報告書は、会計年度終了後、監事の監査をへて翌年度の定期総会において承認を得るものとする。

(委任)

- 第16条 この会則に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

(付則)

この会則は、2003年11月29日から施行する。

(付則)

この会則は、2008年6月29日から施行する。

(付則)

この会則は、2013年6月8日から施行する。